

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児に対する届出・健診等の管理を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 妊娠届 2. 妊婦健診結果 3. 乳幼児健診結果 4. 妊婦の訪問・指導記録 5. 乳幼児の訪問・指導記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく 主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 95,96の項 (2)情報提供の根拠 42,48,71,80,95,112,125,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 健康福祉部健康課 電話:0596-27-2435
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報等を渡す際は、封緘前にダブルチェックをしている。	

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	・番号法第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	
平成29年10月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第26、56の2、70、87項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、30、39、44条	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第70の項 (2)情報提供の根拠 第26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第39条 (2)情報提供の根拠 第19、30、44条	事後	
平成30年9月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 岩佐 香	健康課長	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策		新規	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第70の項 (2)情報提供の根拠 第26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第39条 (2)情報提供の根拠 第19、30、44条	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第69の2、70の項 (2)情報提供の根拠 第26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第38条の3、第39条 (2)情報提供の根拠 第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	
令和2年11月30日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	三重県伊勢市八日市場町13-1	三重県伊勢市八日市場町13番1号	事後	
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 時点	平成26年10月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第69の2、70の項 (2)情報提供の根拠 第26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第38条の3、第39条 (2)情報提供の根拠 第19条、第30条、第38条の3、第44条	番号法第19条第8項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第69の2、70の項 (2)情報提供の根拠 第26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第38条の3、第39条 (2)情報提供の根拠 第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町13番1号	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	・番号法第9条第1項 別表70項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第69の2、70の項 (2) 情報提供の根拠 第26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 情報照会の根拠 第38条の3、第39条 (2) 情報提供の根拠 第19条、第30条、第38条の3、第44条	番号法第19条第8項に基づく 主務省令第2条の表 (1) 情報照会の根拠 95,96の項 (2) 情報提供の根拠 42,48,71,80,95,112,125,161の項	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和7年2月21日時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		新規	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 9 監査 実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	